

対象年齢を

“18歳到達の年度末”まで拡大します！

令和4年4月1日診療分より、18歳到達の年度末まで栃木県内の医療機関等の窓口で医療費(入院・外来、院外処方も含む・保険診療の自己負担分)の現物給付が受けられるようになります。なお県外の医療機関を受診された場合は、従来どおり申請書の記入が必要となります。現在紫色の受給資格者証をお使いの方には、3月下旬に新しい水色の受給資格者証(小学生～高校生等用)を郵送いたします。

また、新たに対象となる高校生等については、3月中旬に登録手続きに関する通知を郵送いたします。

壬生町こども医療費

対象者



壬生町に住所がある
0歳～高校生等
の児童

●令和4年3月31日診療分まで

対象	受給者証	公費番号	県内	県外
未就学児	クリーム色	60090651	現物給付	償還払い
小学生～中学生	紫色	80090657		



●令和4年4月1日診療分から

対象	受給者証	公費番号	県内	県外
未就学児	クリーム色	60090651	現物給付	償還払い
小学生～高校生等	水色	80090657		

※高校生等…18歳に達する日以降の3月31日まで

◆ 壬生町から転出された際には、転出日以降はご利用になれません。

助成対象とならないもの

- ・ 保険診療外のもの(下記の例参照)
- ・ 入院時の食事療養費
- ・ 学校でのけがや疾病の場合

例：健診費用、予防接種費用、血液型検査、薬の容器代、文書料、選定療養費、先進医療費など
 ※選定療養費→差額ベット代や総合病院の初診料(紹介状を持参されない方)、一定期間後の再診料など

.....学校等でけがをして医療機関を受診する場合は対象外です.....

学校等の管理下でのけが又は疾病は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となり、こども医療費助成制度の対象となりません。窓口で「こども医療費受給者証」は提示せず、自己負担分をお支払いください。

※その他

- ・ 国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先します。
- ・ 生活保護については、生活保護を優先します。
- ・ 公費負担医療により一部負担金がある場合は、その額をこども医療費の対象とします。